|  |
| --- |
| **１３　避難所運営支援体制（例）** |

（１）避難所運営支援の流れ

|  |
| --- |
| *○避難所の開設（解錠）**＜休日・夜間の場合＞**①校長　②副校長・教頭　③事務（局・部）長　④自治会長○○**＜平日の場合＞**①生徒指導主事　②○○○*　*○避難所開設の報告*　　　　*校長→教育委員会（連絡先：　　　　　　）**○（避難所指定されている場合）　○○市町村災害対策本部（連絡先：　　　　　）**避難所運営担当者（氏名　　　　　　）（連絡先：　　　　　）**※考えられる事柄を記入していきましょう。**・施設設備の安全点検**（使用不可の判断）**・教育委員会への報告と災害対策本部との**連絡**・開放区域の明示**・*（地震発生）児童生徒の安全確保施設設備の被災状況の点検避難者受け入れ準備*・駐車場を含む誘導　等**・名簿作成（受付）**・水や食料等の確保**・備蓄品の管理と仕分け、配付等**・衛生管理整備*地域住民等の学校への避難避難所の開設避難所の管理・運営*・自治組織への協力**・ボランティアとの調整**・要援護者への協力　　等*自治組織の立ち上げ・確立避難所機能と学校機能の同居*・学校機能再開のための準備*避難所機能の解消と学校機能正常化日常生活の回復 |

（２）避難所運営支援をする場合の役割分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 担当者名 | 役割 |
| 総括班 | *班長　生徒指導主事* *副班長○○* | 各班の取りまとめ、避難所記録、地域との連携連絡、避難所内外の情報収集と発信、 |
| 安全点検・巡視班 | *○○**○○* | 施設設備の点検、立入禁止区域の設定、避難者誘導・交通整理、防火防犯警備 |
| 避難者管理班 | *○○**○○* | 避難者受付（避難者名簿管理等）、問い合わせ対応郵便物・宅配物の取り次ぎ |
| 食料物資班 | *○○**○○* | 食料、物資の調達、受入、管理配給 |
| 保健・衛生班 | *○○**○○* | 衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ掃除、医療介護 |
| ボランティア班 | *○○**○○* | ボランティアの受入・管理 |

（３）学校が避難所になった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収容場所 | 収容人数 | 立ち入り禁止場所 | 理由 |
| *体育館* | *200人* | *校長室・事務室* | *災害対策本部室* |
| *武道場* | *100人* | *職員室* |  |
| *１階多目的ホール* | *○○人* | *放送室* |  |
| *家庭科室（畳）* | *○○人（病人用）* | *理科室* | *薬品等* |
| *１－１教室（1階）* | *○○人* | *調理室* | *炊き出しに使用* |
| *１－２教室（1階）* | *○○人* | *2階以上教室* | *授業再開用確保* |
| *１－３教室（1階）* | *○○人* | *進路室* | *個人情報あり* |
|  |  | *保健室* | *薬等* |
| 校内地図：（青･･･避難場所区域　　赤･･･立ち入り禁止区域　　緑･･･共有スペース）　　　　　　*※収容場所、立ち入り禁止区域等を示した校舎図を作成しましょう* |

＜作成上の留意点＞

　・避難所運営は、本来的には自治体の防災担当部局が責任を有するものであるが、大災害時には、運営担当者が適切に配置されないことも想定されることから、教職員が避難所の開設準備や運営について、中心的な役割を担う状況が考えられる。

　・教職員の本来の役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認・教育活動の早期正常化であることから、これらの活動が適切に行われるよう、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に避難所運営できる状況を作っておくことが必要である。

　・避難場所については、児童生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、児童生徒と避難者のスペースや動線を分けるなどの工夫が必要である。

　・避難者を円滑に避難場所へ誘導するため、掲示や看板等を作成しておく等の工夫が必要である。

○学校が避難所に指定されている場合○

　　各自治体が作成している避難所開設やマニュアルと併せ、教職員が協力できる内容に

ついて関係機関とあらかじめ調整しておくこと。

　○学校が避難所に指定されていない場合○

　　地域住民が避難場所として来校する可能性があることを想定し、避難所開設の準備をしておく必要がある。

＜参考資料＞

　・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（Ｈ２４文科省）ｐ２８

　・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（Ｈ２１県教育庁保健体育課）ｐ１３５、１３６

・各市町村地域防災計画・避難所運営マニュアル等